

令和8年度 大阪市 認可外保育施設における教育費無償化の概要について

対象児童	保育所保育指針等に準拠した「一定の教育の質」が認められた認可外保育施設を利用している児童	
給付対象となる要件 (すべて満たす場合に対象)	1	対象児童が大阪市内に住所を有すること。
	2	対象児童が3～5歳児（誕生日が令和3年4月2日～令和5年4月1日）であること。
	3	対象児童が国の幼児教育・保育の無償化の対象となっていないこと。
	4	対象児童が利用する認可外保育施設との利用契約について、1日4時間以上かつ週5日以上教育・保育を内容とする契約で、契約期間が1か月以上であること。
給付対象となる施設の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 公募を実施し、公募に申請した施設の中から、審査の基準を満たした施設を給付対象施設に選定します。</li> <li>* 令和8年度給付対象施設である認可外保育施設は別紙のとおりです。</li> </ul>	
支給される給付費	対象期間	令和8年度保育料から対象
	支給金額	<p>保育料の半額（教育費相当額）を給付します。ただし、月額上限25,700円とします。</p> <p>* 「保育料」とは、基本的な教育・保育にかかった費用（基本料金）のことです。英会話、音楽教室等の受講、延長保育・一時保育等の付加的な教育・保育にかかる費用、教材費、食事代、おむつ代等の実費負担及び入会金、年会費等の一時的な費用は補助対象外となります。</p>
	支給方法	<p>大阪市に対し、施設経由で保護者が申請します。大まかな流れは次のとおりとする予定です。</p> <p>申請（保護者） ⇒ 決定（大阪市） ⇒ 実績報告（保護者・令和9年3月頃） ⇒ 給付費支給（大阪市・令和9年5月頃）</p> <p>* 交付決定の時点では給付費は支払われません。1年間の保育料をお支払いいただいたのちに、実績報告をご提出いただき、その支払実績に基づき、給付費を支給する予定です。</p>
	保護者への連絡	<p>対象児童の保護者に対し、給付対象施設である認可外保育施設を通じて、次のスケジュールで、大阪市から連絡する予定です。</p> <p>R8. 4 ～ 6月 利用開始 → R8. 7月頃に連絡</p> <p>R8. 7月 ～ 利用開始 → ご利用施設にお問い合わせください。</p>